



2014. 4月号

冬の寒さも終わりを告げて、最近は暖かくなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
桜舞い散る春本番、花見が楽しみな季節ですね。

4月から新たなスタートとして毎月事務所報を発信していく予定ですので、目を通して頂ければ幸いです。

初回のテーマは印紙税です。

消費税増税の影に隠れておりますが、印紙税についても4月から変更点があります。

印紙税の非課税枠が5万円に!!

平成25年税制改正によって、平成26年4月1日以降に作成された領収書の印紙税の非課税枠が5万円未満になりました。

これまでは3万円未満の領収書が非課税でしたが、今後は5万円未満が非課税となりますので、5万円未満の領収書に印紙を貼って不要な支出をすることのないように注意しましょう。

また、クレジット販売の場合についても印紙を貼る必要はありません。

クレジット販売は金銭の受領の事実がないと考えられているためです。

ただし、領収書に「クレジットカード利用」という旨を記載しておく必要があります。

印紙税の貼り忘れ等に注意!!

印紙税を貼らなかった場合のペナルティは、当初の印紙税額の3倍の金額が過怠税として徴収されます。

また、印紙に消印をしなかった場合には、貼りつけた印紙税額の2倍の金額の過怠税が徴収されますので、印紙については十分注意して取り扱うようにしましょう。

2014/3/31 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪府中央区谷町1-3-5 アンフィニ・天満橋803

TEL 06-6944-1022 / FAX 06-6944-1033



Yoshida Magumi